

山口県報

平成26年
3月11日
(火曜日)

目次

規則	山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課).....
	山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(環境政策課).....
告示	保安林予定森林(美祢市)(森林整備課).....
	保安林の指定(森林整備課).....
	漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....
	漁船損害補償法第百二十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正(水産振興課).....
	建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課).....
	選管告示
	政治団体の名称等.....
	政治団体の異動事項.....
	解散等に係る政治団体の名称等.....
	資金管理団体の名称等.....
	資金管理団体の異動事項.....
	企業管理規程
	山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程.....
	山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十一日

山口県規則第五号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号リ中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣政

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県規則第三百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市豊田前町麻生上字大迫一、字アヤスケ六六の五六、六六の六八、六六の六九、六六の七一、六六の七二、六六の八〇、六六の八一、豊田前町保々字内長尾二七六の二、二七六の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市大字豊浦村字四王司八四第二から八四第四まで・八四第六から八四第九まで・八四第一一・八四第一八から八四第二二まで・八四第七〇(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)、八四の二二、八四の一四、八四の一〇七、八四の一〇八

長門市三隅上字加縁四三の三〇、四三の三九から四三の四三まで、四五、四七、四九、五一、五二、五六、五七、五九、六〇、六一から六八まで、四二八五、四二八七、字上野一七七八、四二八八の一、四二八八の二、字松崎四一九六、四一九七、四

一九九、四二〇〇、三隅下字畠田六五〇の五(次の図に示す部分に限る。)、六五〇の九、俵山字板ヶ迫七三三の五、七三三の九、字古寺七九九、字二郎三郎八〇二、八〇七、八一〇、字治郎三郎三五二〇、三五二一、油谷伊上字堂ノ上三五七一(次の図に示す部分に限る。)、三五七二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字豊浦村字四王司八四第二から八四第四まで・八四第六から八四第九まで・八四第一一・八四第一八から八四第二二まで・八四第七〇・八四の一四・八四の一〇八(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)

長門市三隅上字上野四二八八の一・四二八八の二・字松崎四二〇〇・三隅下字畠田六五〇の五・俵山字二郎三郎八〇二・字治郎三郎三五二〇・油谷伊上字堂ノ上三五七一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、三五七二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法
百十三条第一項の申
出をする漁業協同組
合

下関市西部 下関市安岡本町一丁目二番一六号 問山 清春
加入区 " 安岡本町三丁目六番六号 榎井 哲也

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
下関市西部 平成二十六年三月十一日から同月二十五日まで 山口県漁業協同組合
加入区

山口県告示第九十六号

漁船損害補償法百十二条第一項の加入区として指定された告示(昭和三十五年山口
県告示第七百一十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「下関市西部加入 下関市(王喜加入区、下関市東部加入区、彦島加
入区、南風泊加入区、六連島加入区、蓋井島加入
区、室津下加入区、黒井加入区、豊浦町加入区、
豊北町加入区及び角島加入区の区域を除く。)

「下関市西部加入 下関市(下関市東部加入区、彦島加入区、南風泊
加入区、六連島加入区、蓋井島加入区、黒井加入
区、豊浦町加入区、豊北町加入区及び角島加入区
の区域を除く。)

「室津下加入区 下関市豊浦町大字室津下のうち一区、二区、三
区、四区、五区
を削り、「室津
下加入区の区域」を「一区、二区、三区、四区、五区」に改める。

山口県告示第九十七号

山口県告示第九十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六
十七条の十一第二項の規定により、平成二十六年度において県が発注する建設工事等
(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約(地方公共団体の物品等又は特定役

務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される
ものに限り、以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札
(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」
という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時
期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二条第一項に規定
する建設工事(以下「建設工事」という。)(

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十
九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント
業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサ
ルタント業務」という。)(

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」
という。)(で、平成二十四年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二
十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」とい
う。)(を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した
法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、
次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であ
るもの

(1) 土木一式工事 九百

(2) 建築一式工事 八百

(3) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業
務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定す
る建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二
十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の登録を受けた者に限り、以下「建築
関係建設コンサルタント」という。)(で、次に掲げる事項を審査して行う資格審
査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

- ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)(以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高)
- イ 審査基準日の属する事業年度の決算(以下「基準決算」という。)(における自己資本の額)
- ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- (2) 経営状況
- ア 基準決算における流動比率
- イ 基準決算における自己資本固定比率
- ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
- (3) 職員の資格取得状況
- (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無
- (7) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)(の策定及び届出の有無
- (8) 会社の合併の有無
- (9) その他の事項
- 申請日までの営業年数
- (二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十七年三月三十一日までとする。ただし、七の(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。
- 三 資格審査の申請の時期及び方法
- (一) 申請の時期は、随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)(を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)(にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)(にあつては登録証明書又は登

- 録通知書の写し
- 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表(別記第二号様式)
- 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書(別記第三号様式)
- 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書(別記第四号様式)
- 5 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書(別記第五号様式)
- 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し
- 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表
- 9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあつては、当該認証に係る登録証の写し
- 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
- 11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
- 12 暴力団排除に関する誓約書(別記第八号様式)
- 13 その他知事が特に必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等
- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十五年財務省告示第四百四号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 四 共同企業体の特例
- 建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第六号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第七号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(五) 県内の営業所の新設又は廃止

(六) 代理人

七 その他

(一) 特定調達契約により平成二十六年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十六年中に平成二十七年年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続きをとること。

(三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三—三三六二九)にすること。

別記

第1号様式(その1)

(建設業者の場合)

取付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第 年 月 日	号 工業業 許可
	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第 年 月 日	号 工業業 許可

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記

第1号様式(その2)
(建築関係建設コンサルタントの場合)

受付番号

競争入札参加資格審査申請書

山口県知事様

年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

登録を受けている事業	建設コンサルタント	第 号	年 月 日	登録
------------	-----------	-----	-------	----

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所				
名 称	許 可 を 受 け て い る 建 設 業 又 は 登 録 を 受 け て い る 事 業	所 在 地	電 話 番 号	
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計	箇所			

記入要領

1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。

2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号の記載要領のもの表中の()で示された略号で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

成年被後見人等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (その1)

(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 (代表者)	商号又は名称及び代表者氏名			
成				
員				
希望する工事種別				
希望する工事場所				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 6 号様式 (その 2)
(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けて いる建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 6 号様式 (その 3)
(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称	登録を受けて いる事業	登録番号	登録年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第7号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 建設コンサルタント
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年	月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(印)

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
木村練俊後援会	青木 明夫	青木 桂子	防府市大字新田780の3		平成26、2、6
桜森じゅんいち後援会	桜森 順一	桜森 照美	山口市小郡光が丘5番12号		〃 〃 20
佐々木きみえ後援会	佐々木公恵	佐々木 弘	萩市大字椿東843の6		〃 〃 13
そうぞうの会	伊賀並繁勲	國本 宏治	防府市お茶屋町4番44号		〃 〃 3
富田正朗後援会	富田 正朗	富田知栄子	山口市秋穂西3375の1		〃 〃 25
松浦俊生後援会	長嶺 宗順	松浦 英代	萩市大井1737の1		〃 〃 17
松川たくじ後援会	松川 卓司	松川 聡美	岩国市山手町4丁目5番13号		〃 〃 26
丸茂いくお後援会	桑野 敬子	丸茂由紀子	〃 三笠町1丁目6番13号		〃 〃 28
山本としあき後援会	山本 敏昭	山本由美子	山口市大内御堀98の2		〃 〃 20

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党菊川支部	会計責任者	吉村 武志	徳山 茂	平成26、2、24
石田修一後援会	代表者	今弘 嘉勝	田中 秀次	〃 〃 12
英進会	事務所	山口市大内矢田北1丁目18番20号	山口市大内矢田98の10	〃 〃 26
大西明子後援会	代表者	大西 正勝	宇野 忠己	〃 〃 4
幸福実現党山口県本部	〃 会計責任者	山本 崇 長富 悦子	吉田 昌文 酒井 保	〃 〃 13
幸福実現党山口後援会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
金藤哲夫後援会	代表者	玉井 興司	浅田 良人	〃 〃 12
新嵐会	事務所	山口市大内矢田北1丁目18番20号	山口市大内矢田98の10	〃 〃 26
中村たかゆき後援会	〃	下松市大字末武上193	下松市大字末武上193の2	〃 〃 12
中村博行後援会	会計責任者	福増 睦生	高本百合夫	〃 〃 〃
長嶺敏昭後援会	代表者 会計責任者	岸田 安義 神田 一彦	柳井 安彦 仲子 一美	〃 〃 〃
萩・長門民社協会	代表者	内山 聡	徳本 泰宏	〃 〃 〃
宮川ひでゆきを育てる会	事務所	山口市大内矢田北1丁目18番20号	山口市大内矢田98の10	〃 〃 26
山口県社会保険労務士政治連盟	会計責任者	末岡 敏明	椋 正臣	〃 〃 24

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
上田よねこ後援会	廣中 勝	上田 正典	柳井市日積5797	平成25/2、3/
大森一弘と宇部の未来を語る会	田辺 誓司	森脇 昭彦	宇部市松島町16番25号	〃 〃
杉村英子を育てる会	西村 曉子	沖村 米子	柳井市新庄2618の2	〃 〃
政治連盟山口県佐藤まさひさを支える会	橋本 尚理	石本 崇	岩国市尾津町 / 丁日22番12号	〃 〃
地域活性化研究会	畦森 孝	植田 浩夫	防府市大字田島3078	〃 3、3/
富田正朗後援会	富田 正朗	富田知栄子	山口市秋穂西3975の1	平成20、1/4、
新谷勇俊後援会	新谷 清香	新谷 長治	長門市通38の2	平成26、12、
西元勇俊後援会	阿武 富雄	古谷 和正	萩市大井2837の1	平成25、12、3/

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の所在地	代表者の氏名	備考（指定届出年月日）
桜森 順一	山口市議会議員	桜森じゅんいち	山口市小郡光が丘5番12号	桜森 順一	平成26、2、20

佐々木公恵	萩市議会議員	佐々木きみえ後援会	萩市大字権東843の6	佐々木公恵	〃 1/3
山本 敏昭	山口市議会議員	山本としあき後援会	山口市大内御廻981の2	山本 敏昭	〃 〃 20

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項		備考（届出年月日）
			異動の公職の種類	異動の事務所	
宮川 英之	山口市議会議員	英進会	山口市議会議員 山口市大内矢田北7丁目18番20号	山口県議会議員 山口市大内矢田978の10	平成26、2、26



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

部を次のように改正する。
山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の

第七条第二項の表施設第一課の項中「新阿武川発電所」の下に「及び相原発電所」を加える。

別表第一山口県企業局西部利水事務所の項中「新阿武川発電所」の下に「相原発

電所」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十一日
印刷発行

発行所

山口県知事庁